

令和7年1月24日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

**2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）に備えた大阪・関西万博感染症
情報解析センターの設置及びサーベイランスの取組強化について（協力依頼）**

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪府より標記通知が届きましたのでお知らせいたします。

本通知は、大阪・関西万博（以下「万博」）の開催期間中（前後）における感染症対策の強化に向け、各医療機関にお願いしたい事項を下記の通り取りまとめた旨、知らせるものがあります。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●通知に関する問い合わせ先

○大阪府健康医療部保健医療室感染症対策課防疫グループ
電話：06-6944-9157（ダイヤルイン）

●大阪・関西万博における医療機関での取組強化について

1. 感染症発生に係る届出の徹底

- ・感染症法に基づき届出すべき感染症（全数把握疾患）を診断された場合は、所在地を管轄する保健所へ発生届の提出をお願いします。
- ・なお、発生届は、感染症サーベイランスシステムでの報告を推進しております。FAX等での報告から切り替えを検討される場合は、同システムのアカウントの発行手続きが必要となりますので、管轄の保健所までお問合せください。

【感染症サーベイランスシステムについて】

○大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o100050/iryo/osakakansensho/surveillancesys.html>



【届出基準・届出様式】

○大阪府感染症情報センターホームページ

<https://www.iph.pref.osaka.jp/infection/list.html>

※保健所の管轄区域と連絡先についても、上記ホームページから確認可能



2. 万博関係者及び万博来場者に係る情報の報告

（1）実施期間

- ・令和7年3月13日（木）から令和7年11月13日（木）まで
（開会1か月前から閉会1か月後まで）

（2）取組内容

① 強化サーベイランス対象疾患を診断した場合

- ・万博関係者又は万博来場者に該当するかの確認をお願いします。
- ・万博関係者又は万博来場者であった場合は、③「発生届への入力について」に記載のとおり、ご対応ください。

＜万博関係者とは＞

- ・国・地域及び国際機関からの公式参加者、パビリオン出展・催事・運営・営業等に係る万博会場で業務にスタッフとして従事する非公式参加者（医療・警備・清掃・案内所担当やボランティア等）、
- ・国・大阪府市・警察・消防・2025年日本国際博覧会協会等の関係機関からの従事者を指します。

＜万博来場者とは＞

- ・入場チケットを利用して万博に来場した者を指します。

② ①以外の感染症を診断した場合

- ・万博関係者又は万博来場者であって、万博会場が感染機会として疑われる事例の場合は、③「発生届への入力について」に記載のとおりご対応ください。
- ・なお、対象の感染症は、強化サーベイランス対象疾患の4疾患を除く1類～4類感染症及び5類感染症の風しんです。

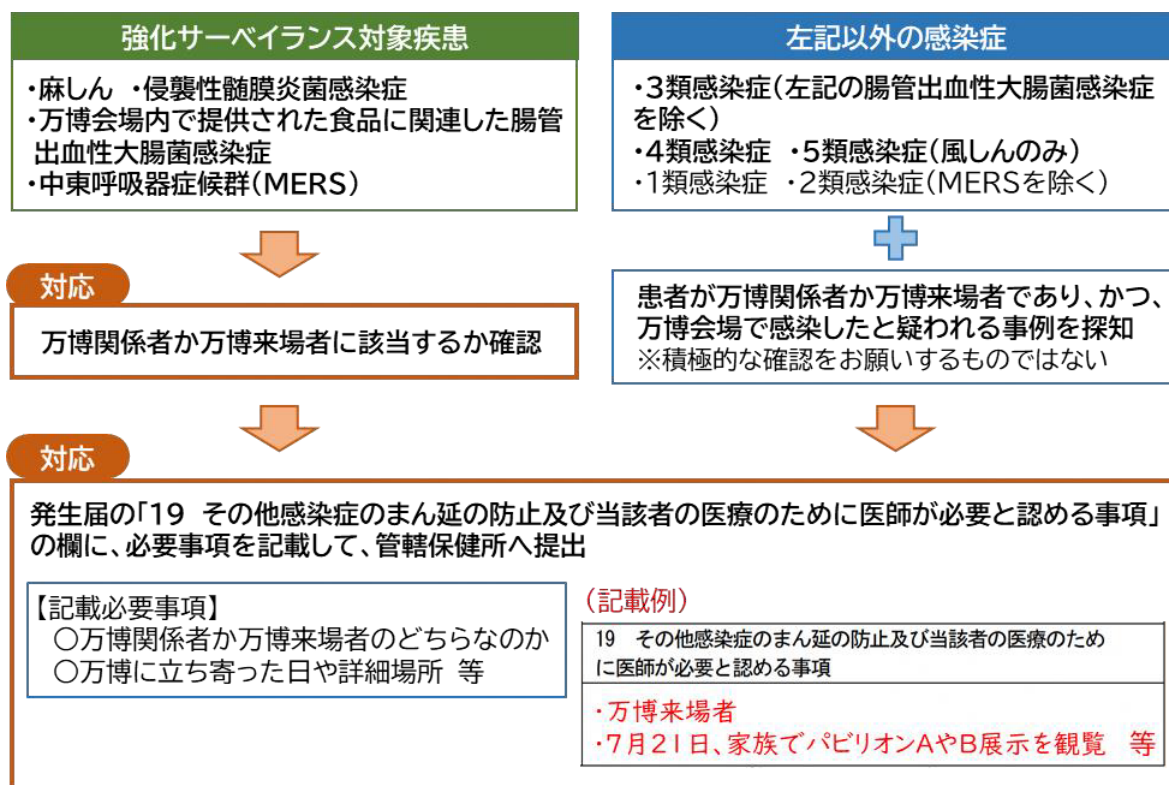
③ 発生届への入力について

- ・発生届の「19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項」の欄に、以下の内容をご記入の上、管轄の保健所へご提出ください。

【記載する内容】

- ・万博関係者又は万博来場者のどちらなのか
- ・万博に立ち寄った日や詳細場所 等

【万博関係者又は万博来場者に係る発生届への記載フロー】



3. 院内感染対策の徹底

- ・ 感染症患者の発生に備えて、標準予防策の徹底や医療関係者への予防接種、院内感染対策マニュアル等の確認など、各医療機関の状況に応じた感染対策に努めていただきますようお願いします。